

事務局説明資料

令和3年3月10日

金融庁

1. ソーシャルボンド市場の概況	・・・2
2. 国際資本市場協会 (ICMA) ソーシャルボンド原則の概要等	・・・8
3. 国内外のソーシャルボンド等の発行事例 ^(注)	・・・21
^(注) サステナビリティボンドの発行事例含む	
4. ソーシャルボンドガイドラインの策定に向けた論点 (総論＋各論①調達資金の使途)	・・・32

ソーシャルボンドとは

- ソーシャルボンドとは、調達資金の全てが、新規又は既存の適格なソーシャルプロジェクト(社会的課題への対処・軽減、ポジティブな社会的成果の達成を目指すプロジェクト)の一部又は全部の初期投資又はリファイナンスのみに充当される債券

(国際資本市場協会(ICMA)ソーシャルボンド原則)

- 主に資本市場関係者が参加する国際的な業界団体である国際資本市場協会(ICMA)は、ソーシャルボンド発行に係る透明性、情報開示及び報告を向上・促進する観点から、「ソーシャルボンド原則」(Social Bond Principles)を策定(2017年策定、2018年・2020年改訂)

何がソーシャルプロジェクトであるかについて、同原則では、「事業区分」と「対象となる人々」の例示をそれぞれ記載し、両者を組み合わせて判断していくアプローチをとっている。

(参考)グリーンボンド

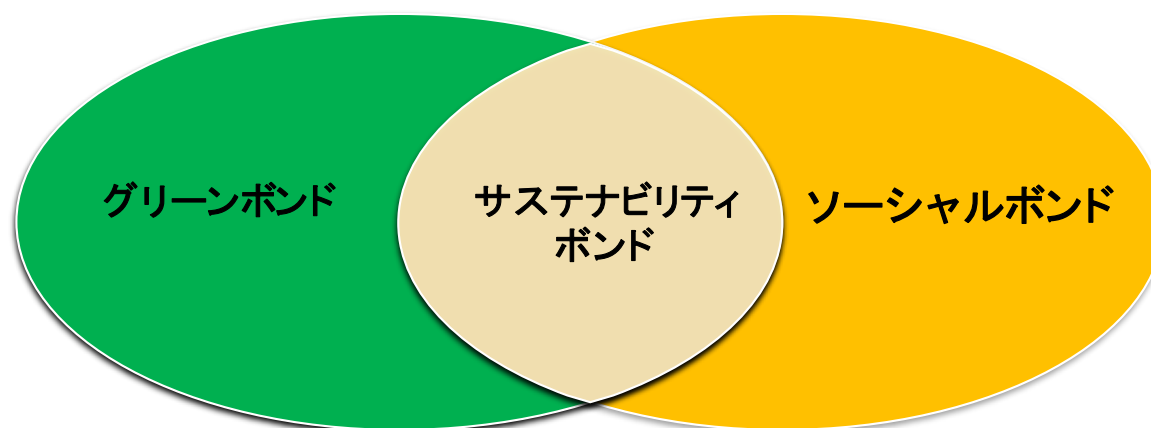
- グリーンボンドとは、調達資金の全てが、新規又は既存の適格なグリーンプロジェクトの一部又は全部の初期投資又はリファイナンスのみに充当される債券
(ICMAグリーンボンド原則)
- ICMAでは、グリーンボンド発行の原則として「グリーンボンド原則」(Green Bond Principles)を策定(2014年策定、2015年・2016年・2017年・2018年改訂)
- また、我が国では、環境省において、ICMA原則の内容との整合性に配慮した「グリーンボンドガイドライン」を策定(2017年策定、2020年改訂)

(参考)サステナビリティボンド

- サステナビリティボンドとは、調達資金の全てが、新規又は既存の適格なグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクト双方への初期投資又はリファイナンスのみに充当される債券
(ICMAサステナビリティボンドガイドライン)
- ICMAでは、サステナビリティボンド発行のガイドラインとして「サステナビリティボンドガイドライン」(Sustainability Bond Guidelines)を策定(2018年策定)

グリーン／ソーシャル／サステナビリティボンドの関係

- 環境・社会的課題の解決に資するプロジェクトに調達資金の用途を限定した資金調達手法であるグリーンボンド・ソーシャルボンド・サステナビリティボンドの関係は以下のとおり
- サステナビリティボンドはグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクト双方に調達資金が充当される債券



(参考) サステナビリティ・リンク・ボンド

- サステナビリティ・リンク・ボンドは、発行体が事前に設定したサステナビリティ目標の達成状況に応じて、財務・ストラクチャーの特性が変化する可能性のある債券(例えば、クーポンのステップアップ等)
(ICMAサステナビリティ・リンク・ボンド原則)
- ICMAでは、サステナビリティ・リンク・ボンド発行の原則として「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」(Sustainability-Linked Bond Principles)を策定(2020年策定)

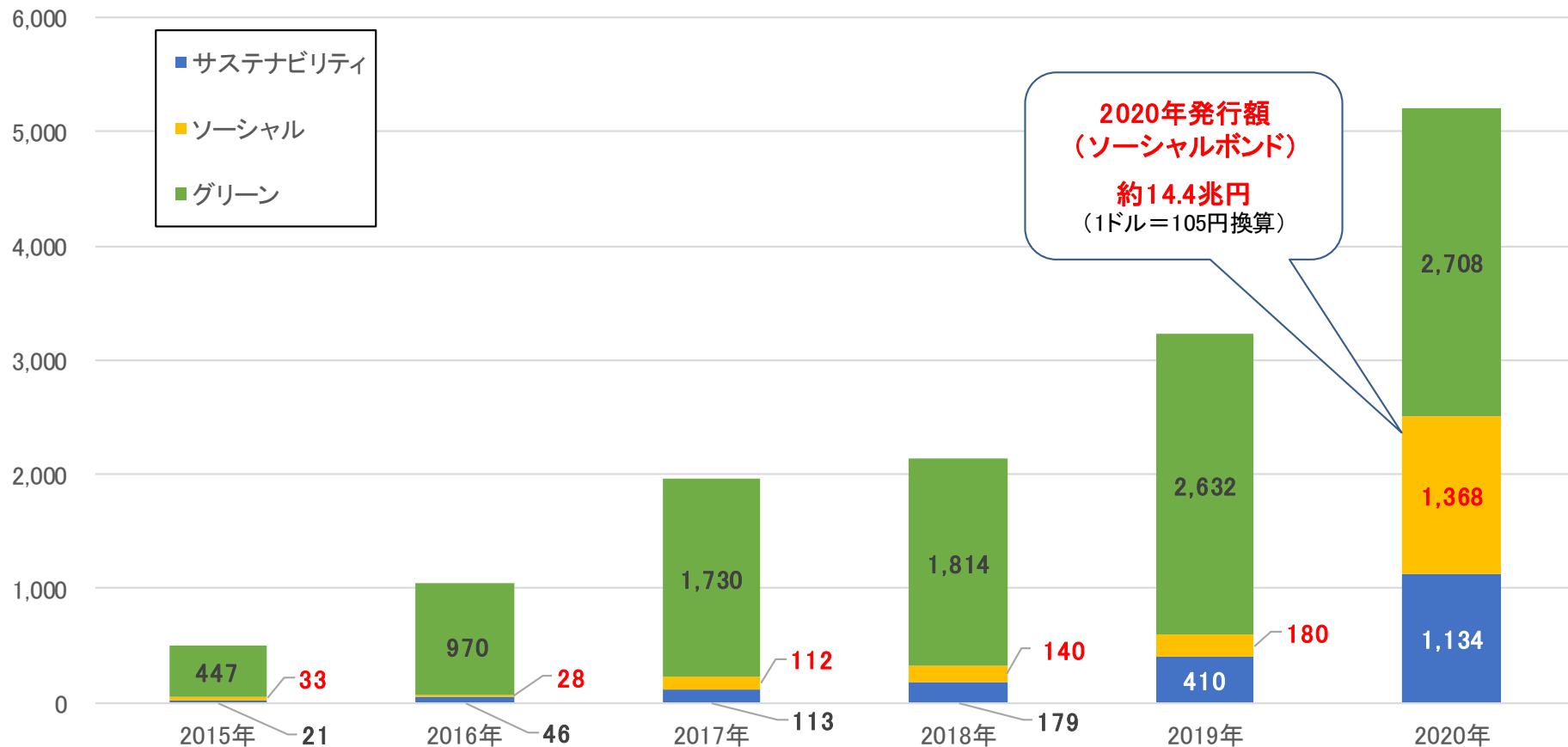
(参考) ソーシャルインパクトボンド

- 資金提供者から調達する資金をもとに、サービス提供者が効果的なサービスを提供し、サービスの成果に応じて行政が資金提供者に資金を償還する、成果連動型の官民連携による社会的インパクト投資の手法の一つ。一般に債券の特性を有するものではなく、ソーシャルボンドとは異なる。

グローバルなSDGs債の発行額の推移

- いわゆるSDGs債^(注)の発行は近年増加傾向(グリーンボンドの発行が大宗)
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年にソーシャルボンドの発行が急拡大

(発行額:億ドル)



(出所) Environmental Financeより日本証券業協会が作成

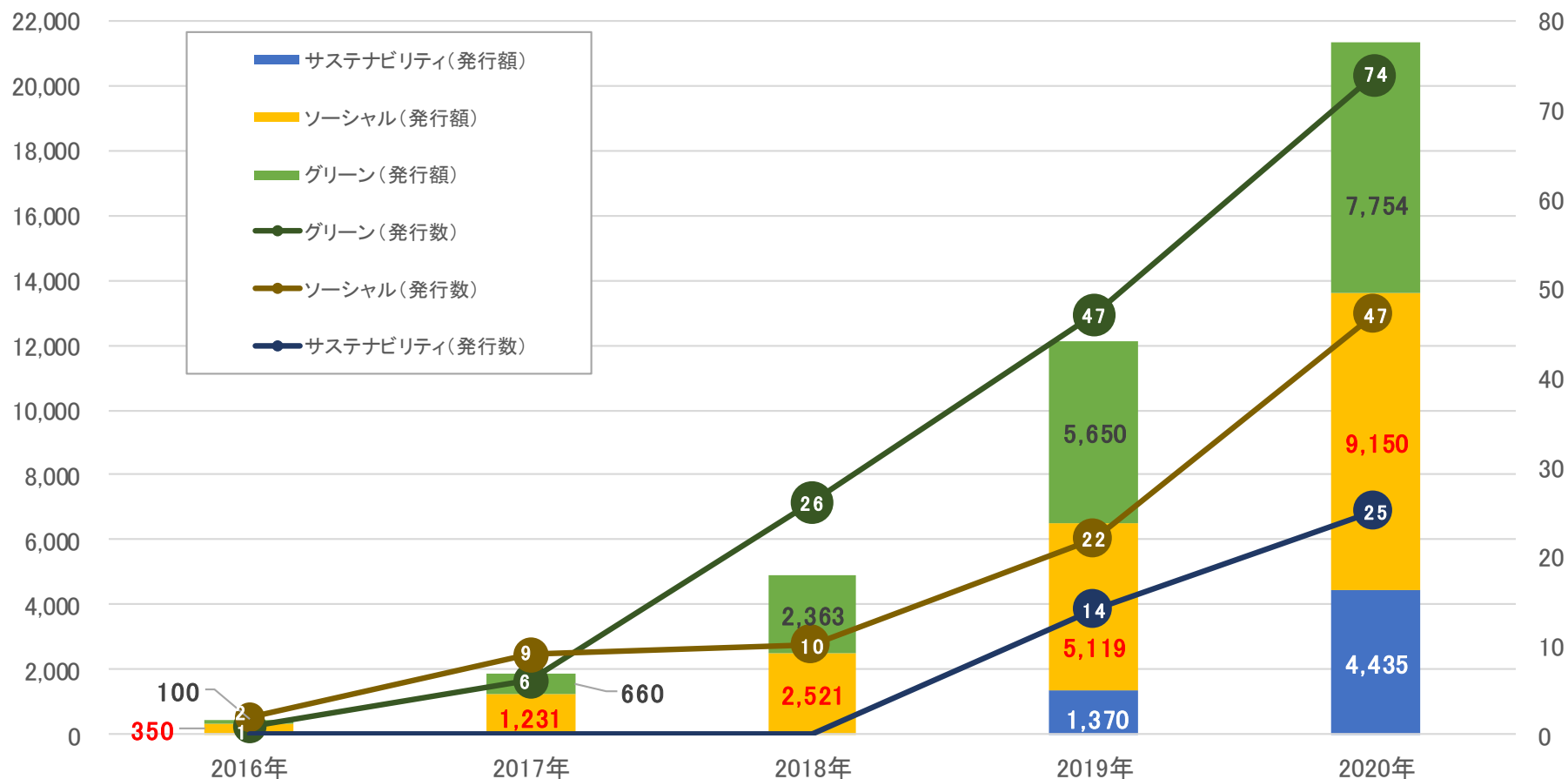
(注) 日本証券業協会では調達資金がSDGsに貢献する事業に充当されるものとして、グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドなどの債券を「SDGs債」と呼称

国内におけるSDGs債の発行額と発行件数の推移

- 国際的な動向と同様、国内でもSDGs債の発行は増加傾向
- これまでグリーンボンドとほぼ同水準で推移していたソーシャルボンドの発行は、2020年にグリーンボンドを上回って急拡大

(発行額: 億円)

(発行数: 件)



(出所) 日本証券業協作成 (2016年1月～2020年12月の国内での公募による起債を集計)

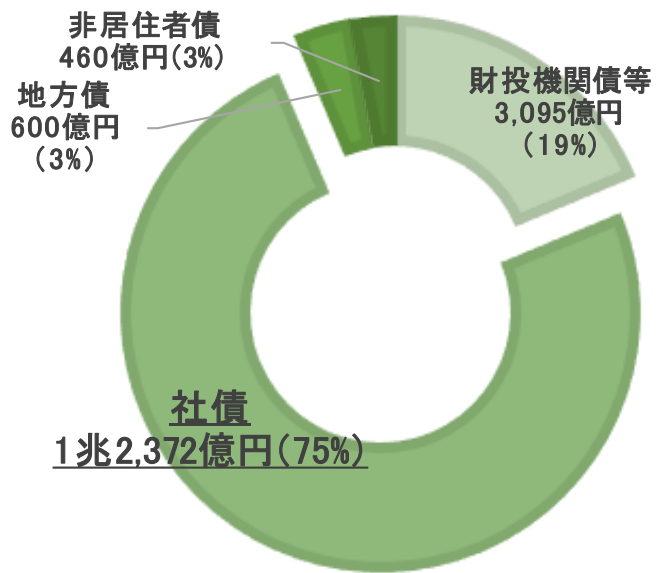
(注) 折れ線グラフの数字は発行数を示している。

国内におけるソーシャルボンド発行体別発行額(グリーンボンドとの比較)

- グリーンボンドと比較して、ソーシャルボンドの発行における社債の割合(約3割)は低く、財投機関債等の割合(約6割)が高い状況

グリーンボンド

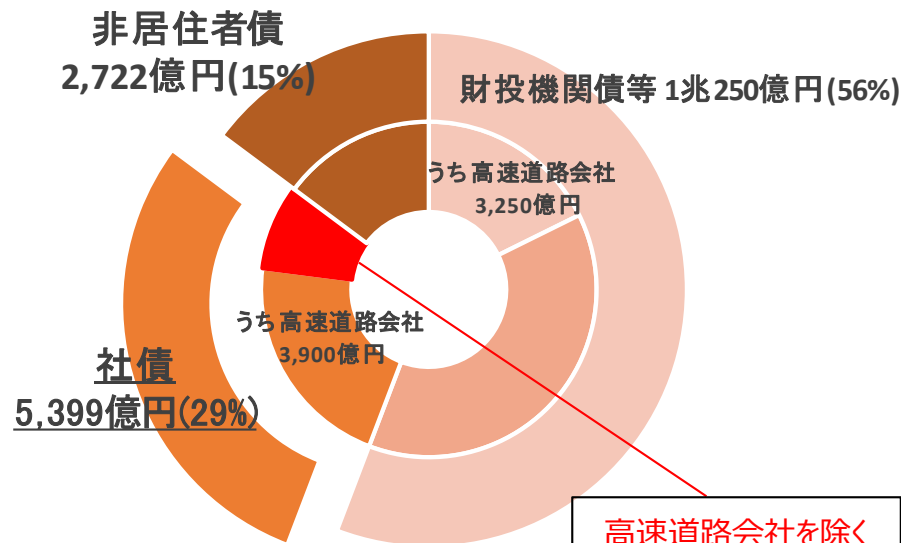
(現時点合計発行額:1兆6,527億円)



主な発行体:
 (社債)不動産投資法人、電力会社、リース、商船、倉庫
 (財投機関債等)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、住宅金融支援機構
 (地方債)東京都 (非居住者債)フランス電力

ソーシャルボンド

(現時点合計発行額:1兆8,371億円)



主な発行体:
 (高速道路会社を除く社債)金融機関、航空、投資法人
 (財投機関債等)高速道路、日本学生支援、国際協力機構
 (非居住者債)フランス金融機関

高速道路会社を除く
 民間部門の社債発行
 約1,500億円
 (全体の8%)

(出所)日本証券業協会作成

(注1)2016年1月~2020年12月の国内での公募による起債の累計

(注2)財投機関債等:財投機関債として財務省が公表している債券及び特別法人等が発行した債券

高速道路会社が発行した債券であって、「財投機関債」に該当しない場合(年)には、「社債」に分類

1. ソーシャルボンド市場の概況	・・・2
2. 国際資本市場協会 (ICMA) ソーシャルボンド原則の概要等	・・・8
3. 国内外のソーシャルボンド等の発行事例 ^(注) (注) サステナビリティボンドの発行事例含む	・・・21
4. ソーシャルボンドガイドラインの策定に向けた論点 (総論＋各論①調達資金の使途)	・・・32

ICMAソーシャルボンド原則の骨子

- ICMAソーシャルボンド原則では、以下の4つの核となる要素に適合している債券をソーシャルボンドとし、原則内では「すべき」(should)と「奨励・望ましい」(recommend/encourage)を使い分けて規定

ICMAソーシャルボンド原則の骨子

1. 調達資金の用途

調達資金はソーシャルプロジェクトのみに充当し、発行体はその旨、法定書類等で明示する。

(注) ソーシャルプロジェクトの事業区分・対象となる人々を例示

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

発行体は、目指す社会的な目標、適格プロジェクトの選定プロセス、適格性のクライテリアを定め、投資家に伝える。

3. 調達資金の管理

発行体は、調達資金を適切に管理・追跡する。

4. レポーティング

プロジェクトのリスト、概要、資金充当状況及び期待される効果に係るレポーティングを行う。

外部評価

上記4つの核の充足に加え、「外部評価」を行うことが望ましい。

ICMAソーシャルボンド原則(ソーシャルプロジェクトの範囲:事業区分の例示)

- ICMAソーシャルボンド原則では、ソーシャルプロジェクトの事業区分を以下のように例示
- ただし、これらに限られるものではないとしている。

1. 手ごろな価格の基本的インフラ設備

(例:クリーンな飲料水、下水道、衛生設備、輸送機関、エネルギー)

2. 必要不可欠なサービスへのアクセス

(例:健康、教育及び職業訓練、健康管理、資金調達と金融サービス)

3. 手ごろな価格の住宅

4. 中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンスによる潜在的効果を通じ、社会経済的な危機に起因する失業の防止又は軽減するために設計されたプログラムと雇用創出

5. 食糧の安全保障と持続可能な食糧システム

(例:食糧必要要件を満たす、安全で栄養価の高い十分な食品への物理的、社会的、経済的なアクセス、回復力ある農業慣行、フードロスと廃棄物の削減、小規模生産者の生産性向上)

6. 社会経済的向上とエンパワーメント

(例:資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール。所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合)

この他、ICMA「Guidance Handbook 2020」^(注)ではCOVID-19に係るソーシャルプロジェクトとして以下を例示

- ヘルスケアのサービス及び機器の供給の容量・性能を高めるための関連支出
- 医学研究
- 影響を受けた中小企業の雇用創出を支援するローン
- パンデミックに起因する失業を防止・軽減するために設計されたプロジェクト

(注)ソーシャルボンド原則等を実務に適用する際の補足説明を提供するQ&A集

ICMAソーシャルボンド原則(ソーシャルプロジェクトの範囲:対象となる人々の例示)

- ICMAソーシャルボンド原則では、ソーシャルプロジェクトの対象とする人々を以下のように例示
- ただし、これらに限られるものではないとしている。

1. 貧困ライン以下で暮らしている人々

2. 排除され、あるいは社会から取り残されている人々、あるいはコミュニティ

3. 障がい者

4. 移民・難民

5. 十分な教育を受けていない人々

6. 十分な行政サービスを受けられない人々

7. 失業者

8. 女性及び／又は性的及びジェンダーマイノリティ

9. 高齢者と脆弱な若者

10. 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ

(注)ICMAソーシャルボンド原則では、対象となる人々の定義は、地域の文脈によって異なり、ある場合にはそれらの対象となる人々は一般の大衆を想定する場合もあり得るとされている。

ICMA「Guidance Handbook 2020」^(注)では、一般の大衆に影響を与える社会的課題もあることから、対象は一般の大衆となり得る一方、可能であれば対象となる人々を特定することを奨励している。

(注)ソーシャルボンド原則等を実務に適用する際の補足説明を提供するQ&A集

ICMAソーシャルボンド原則の改訂状況(2018年6月改訂、2020年6月再改訂)

- ICMAソーシャルボンド原則は2017年6月に策定された後、2018年6月及び2020年6月に改訂を実施

2018年の主な改訂内容

- ソーシャルプロジェクトの対象となる人々について、「疑問を払しょくするため、対象となる人々の定義は、地域の文脈によって異なり、ある場合には、それらの対象となる人々は、**一般の大衆を想定する場合もあり得る**」と補足
- レポートングにおいて、調達資金の充当後、重要な事象が生じた場合に「必要に応じて開示し続けるべき」としていた部分を、「随時開示し続けるべき (on a timely basis)」へと改正
- ソーシャルボンドフレーム策定等のコンサルタント・アドバイザーの業務は独立した外部評価とは異なるものとし、また、外部評価の各形態に係る定義を改正

2020年の主な改訂内容

- 社会的課題に係る定義を追加
 - 社会的課題は、社会または特定の対象となる人々にとっての幸福を脅かし、妨げ、あるいは毀損する。
- ソーシャルプロジェクトの事業区分の項目・例示を追加
 - 「**社会経済的な危機に起因する失業の防止又は軽減するために設計されたプログラム**」を追加
 - 「**持続可能な食糧システム**」を追加
また、同事業区分における例示として、「(例:食糧必要要件を満たす、安全で栄養価の高い十分な食品への物理的、社会的、経済的なアクセス、回復力ある農業慣行、フードロスと廃棄物の削減、小規模生産者の生産性向上)」を追加
 - 社会経済的向上とエンパワーメントの事業区分の例示として、「(例:資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール。所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合)」を追加
- 対象となる人々の例示を追加
 - **女性及び／又は性的及びジェンダーマイノリティ**
 - **高齢者と脆弱な若者**

2018年6月のソーシャルボンド原則の主な改訂箇所(抜粋)

改訂前(2017年原則)	改訂後(2018年原則)
<p>1. 調達資金の用途 (中略) ソーシャルプロジェクトは、直接的には、特定の社会的課題への対処や軽減を目指すものであり、あるいは、特にある一定の対象となる人々にとって、また社会全体にとってポジティブな社会的成果の達成を求めるものである。</p>	<p>1. 調達資金の用途 (中略) ソーシャルプロジェクトは、直接的には、特定の社会的課題への対処や軽減を目指すものであり、あるいは、特にある一定の対象となる人々にとって、また社会全体にとってポジティブな社会的成果の達成を求めるものである。<u>疑問を払しょくするため、対象となる人々の定義は、地域の文脈によって異なり、ある場合には、それらの対象となる人々は、一般の大衆を想定する場合もあり得る。</u></p>
<p>4. レポーティング 発行体は、資金用途に関する最新の情報を容易に入手可能な形で開示し、それを続けるべきであり、また、その情報は全ての調達資金が充当されるまで年に一度は更新し、かつ、<u>その後、重要な事象が生じた場合は必要に応じて開示し続けるべきである。この毎年更新される報告書には、ソーシャルボンドで調達した資金が充当されている各プロジェクトのリスト、各プロジェクトの概要、充当された資金の額及び期待される効果が含まれるべきである。</u></p>	<p>4. レポーティング 発行体は、資金用途に関する最新の情報を容易に入手可能な形で開示し、それを続けるべきであり、また、その情報は全ての調達資金が充当されるまで年に一度は更新し、<u>かつ重要な事象が生じた場合は随時開示し続けるべきである。この毎年更新される報告書には、ソーシャルボンドで調達した資金が充当されている各プロジェクトのリスト、各プロジェクトの概要、充当された資金の額及び期待される効果が含まれるべきである。</u></p>
<p>外部評価 (中略)</p> <p>1. <u>コンサルタント・レビュー</u>: (略) 2. <u>検証</u>: (略) 3. <u>認証</u>: (略) 4. <u>格付け</u>: (略)</p>	<p>外部評価 (中略) <u>発行体は、社会的な課題やソーシャルボンドの発行に関する他の分野において、一般に認められた専門性を有するコンサルタントや機関からアドバイスを受けることができる。そのアドバイスはソーシャルボンド・フレームワークの策定やソーシャルボンド発行者のレポーティング等に関する分野を対象とし得る。コンサルタントもしくはアドバイザーの業務は発行者との共同業務ととらえられ、独立した外部評価とは異なる。</u> (中略) 1. <u>セカンド・パーティ・オピニオン</u>: (略) 2. <u>検証</u>: (略) 3. <u>認証</u>: (略) 4. <u>ソーシャルボンドスコアリング／格付け</u>: (略) ※上記外部評価の形態(1.~4.)の定義((略)部分)も全面的見直し</p>

(注1) 改訂箇所の下線

(注2) 英語版が公式。上記は日本の市場関係者が参照用に作成した和訳版の抜粋

(注3) 2017年(2017年6月)改訂の和訳は日本品質保証機構及び環境金融研究機構が訳し、メリルリンチ日本証券(現: BofA証券)がレビューしたもの

(注4) 2018年(2018年6月)改訂の和訳は環境金融研究機構が訳し、メリルリンチ日本証券(現: BofA証券)がレビューしたもの

2020年6月のソーシャルボンド原則の主な改訂箇所(抜粋)①

改訂前(2018年原則)	改訂後(2020年原則)
<p>1. 調達資金の用途 (中略) ソーシャルプロジェクトは、直接的には、特定の社会的課題への対処や軽減を目指すものであり、あるいは、特にある一定の対象となる人々にとって、また社会全体にとってポジティブな社会的成果の達成を求めるものである。疑問を払しょくするため、対象となる人々の定義は、地域の文脈によって異なり、ある場合には、それらの対象となる人々は、一般の大衆を想定する場合もあり得る。</p>	<p>1. 調達資金の用途 (中略) ソーシャルプロジェクトは、直接的には、特定の社会的課題への対処や軽減を目指すものであり、あるいは、特にある一定の対象となる人々にとって、また社会全体にとってポジティブな社会的成果の達成を求めるものである。<u>社会的課題は、社会または特定の対象となる人々にとっての幸福を脅かし、妨げ、あるいは毀損する。</u>疑問を払しょくするため、対象となる人々の定義は、地域の文脈によって異なり、ある場合には、それらの対象となる人々は、一般の大衆を想定する場合もあり得る。</p>
<p>1. 調達資金の用途 (中略) 対象となるソーシャルプロジェクトの事業区分としては以下が挙げられる。但し、これらに限定されるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 手ごろな価格の基本的インフラ設備(例:クリーンな飲料水、下水道、衛生設備、輸送機関、エネルギー) • 必要不可欠なサービスへのアクセス(例:健康、教育及び職業訓練、健康管理、資金調達と金融サービス) • 手ごろな価格の住宅 • 中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンスによる潜在的効果を通じた雇用創出 • 食糧の安全保障 • 社会経済的向上とエンパワーメント 	<p>1. 調達資金の用途 (中略) 対象となるソーシャルプロジェクトの事業区分としては以下が挙げられる。但し、これらに限定されるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 手ごろな価格の基本的インフラ設備(例:クリーンな飲料水、下水道、衛生設備、輸送機関、エネルギー) • 必要不可欠なサービスへのアクセス(例:健康、教育及び職業訓練、健康管理、資金調達と金融サービス) • 手ごろな価格の住宅 • 中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンスによる潜在的効果を通じ、<u>社会経済的な危機に起因する失業の防止又は軽減するために設計された、プログラムと雇用創出</u> • <u>食糧の安全保障と持続可能な食糧システム(例:食糧必要要件を満たす、安全で栄養価の高い十分な食品への物理的、社会的、経済的なアクセス、回復力ある農業慣行、フードロスと廃棄物の削減、小規模生産者の生産性向上)</u> • <u>社会経済的向上とエンパワーメント(例:資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール。所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合)</u>

(注1) 改訂箇所を下線

(注2) 英語版が公式。上記は日本の市場関係者が参照用に作成した和訳版の抜粋

(注3) 2018年(2018年6月)改訂の和訳は環境金融研究機構が訳し、メリルリンチ日本証券(現:BofA証券)がレビューしたもの

(注4) 2020年(2020年6月)改訂の和訳は日本証券業協会が改訂部分を訳し、メリルリンチ日本証券(BofA証券)がレビューしたもの

2020年6月のソーシャルボンド原則の主な改訂箇所(抜粋)②

改訂前(2018年原則)

1. 調達資金の用途
(中略)
ソーシャルプロジェクトが対象とする人々の例としては以下が挙げられる。但し、これらに限定されるものではない。
 1. 貧困ライン以下で暮らしている人々
 2. 排除され、あるいは社会から取り残されている人々、あるいはコミュニティ
 3. 自然災害の罹災者を含む弱者グループ
 4. 障がい者
 5. 移民や難民
 6. 十分な教育を受けていない人々
 7. 十分な行政サービスを受けられない人々
 8. 失業者

改訂後(2020年原則)

1. 調達資金の用途
(中略)
ソーシャルプロジェクトが対象とする人々の例としては以下が挙げられる。但し、これらに限定されるものではない。
 1. 貧困ライン以下で暮らしている人々
 2. 排除され、あるいは社会から取り残されている人々、あるいはコミュニティ
 3. 障がい者
 4. 移民や難民
 5. 十分な教育を受けていない人々
 6. 十分な行政サービスを受けられない人々
 7. 失業者
 8. 女性並びに／又は性的及びジェンダーマイノリティ
 9. 高齢者と脆弱な若者
 10. 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ

(注1) 改訂箇所に下線

(注2) 英語版が公式。上記は日本の市場関係者が参照用に作成した和訳版の抜粋

(注3) 2018年(2018年6月)改訂の和訳は環境金融研究機構が訳し、メリルリンチ日本証券(現: BofA証券)がレビューしたもの

(注4) 2020年(2020年6月)改訂の和訳は日本証券業協会が改訂部分を訳し、メリルリンチ日本証券(BofA証券)がレビューしたもの

1. 調達資金の 使途

- ソーシャルプロジェクトは対象となる人々又は社会の幸福を脅かす等の社会的課題への対処や軽減を目指すもの、あるいは、対象となる人々又は社会へのポジティブな社会的成果の達成を求めるもの
- 対象となる人々の定義は地域の文脈によって異なる(対象となる人々は一般の大衆を想定する場合もある)。
- ソーシャルプロジェクトの事業区分・ソーシャルプロジェクトが対象とする人々を例示(9~10ページ参照)

「すべき」

- 調達資金が明確なソーシャルプロジェクトのために充当され、法的書類に適切に記載されるべき
- ソーシャルプロジェクトは社会的便益を有し、その効果は発行体によって評価され、可能な場合には定量的に評価されるべき

「奨励・望ましい」

- 調達資金をリファイナンスに使う場合、初期投資とリファイナンスの比率を示し、必要に応じて、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象になるかを明らかにすることを奨励。また、リファイナンスの対象となるソーシャルプロジェクトの対象期間(ルックバック期間)を示すことを奨励

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

「すべき」

- 発行体は以下の点を投資家に対して明確に伝えるべき
 - 社会的な目標
 - 対象となるプロジェクトが前述の適格なソーシャルプロジェクトの事業区分に含まれると発行体が判断するプロセス
 - 関連する適格性についてのクライテリア(プロジェクトが有する潜在的に重大な社会的、環境的リスクを特定し、制御するために適用される排除クライテリアやその他のプロセスを含む)

「奨励・望ましい」

- 発行体は、上記情報を、社会面での持続可能性に関する発行体の包括的な目的、戦略、政策及び/又はプロセスの文脈の中に位置づけることが望ましい
- プロジェクトの選定にあたり参照する社会的基準又は認証も情報開示することを奨励
- 外部評価によって補完されることを奨励

3. 調達資金の 管理

「すべき」

- ソーシャルボンドによって、調達される資金は、サブアカウントでの管理、サブポートフォリオでの管理、その他の適切な方法で追跡し、発行体の内部プロセスの中で証明されるべき
- 調達資金の残高は適格なソーシャルプロジェクトへの充当額と一致するよう、定期的に調整されるべき
- 未充当資金の残高について、想定される一時的な運用方法を投資家に知らせるべき

「奨励・望ましい」

- 調達資金の内部追跡管理方法、資金の充当状況について検証するため、監査人または第三者機関の活用によって補完することを奨励

4. レポーティング

「すべき」

- 発行体は資金用途に関する最新の情報を容易に入手可能な形で開示すべき(全ての調達資金が充当されるまで年一度は更新。重要な事象が生じた場合は随時開示すべき)
- 開示には各プロジェクトのリスト、プロジェクトの概要、充当された資金の額及び期待される効果等が含まれるべき(ただし、守秘義務契約やプロジェクトの数が多すぎる等の理由がある場合には、総合的又はポートフォリオ単位(一定の事業区分への充当割合等)での開示を奨励)

「奨励・望ましい」

- 定性的なパフォーマンス指標、可能な場合には定量的パフォーマンス指標(受益者の数等)を前提となる主要な方法論や仮定の開示と併せて使用することを奨励
- 実現した効果をモニタリングできる場合、モニタリングした効果を定期的な報告に含めることを奨励

※ ICMAではソーシャルボンドに関するインパクトレポーティングの説明文書「Working Towards a Harmonized Framework for Impact Reporting for Social Bonds」を別途策定している。

外部評価

「奨励・望ましい」

- 原則の4つの要素に適合していることを確認するため、外部評価を付与する機関を任命することを奨励
- 外部評価はソーシャルボンドの発行にあたってのフレームワークやレポーティング等に関してコンサルタント等からアドバイスを得る業務とは別の独立した評価とされ、評価の範囲は様々あり得るとされる(フレームワーク、プログラム、個々の発行、裏付けとなる資産及び／又は手続き等)
- 外部評価について大きく分けて次の4つの形態を提示
 - ◆ セカンド・パーティー・オピニオン(原則の4つの柱への適合性の査定)
 - ◆ 検証(一定のクライテリアに照らした独立した検証)
 - ◆ 認証(一般的に認知された外部の社会的基準又は分類表示への適合性に係る認証)
 - ◆ ソーシャルボンドスコアリング／格付け

※ ICMAでは外部評価者向けのガイドライン(Guidelines for External Reviewers)、外部評価用のテンプレートを別途策定している。

1. ソーシャルボンド市場の概況 ……2
2. 国際資本市場協会 (ICMA) ソーシャルボンド原則の概要等 ……8
3. 国内外のソーシャルボンド等の発行事例^(注) ……21
(注) サステナビリティボンドの発行事例含む
4. ソーシャルボンドガイドラインの策定に向けた論点 ……32
(総論＋各論①調達資金の使途)

国内におけるソーシャルボンド発行事例①

発行体名	債券区分/業態	ICMAの事業区分	具体的な資金使途	対象となる人々
ANAホールディングス	社債/事業会社	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント 	<ul style="list-style-type: none"> アクセシビリティ向上のためのウェブサイトの改修 国内空港施設・設備の改修 従業員へのユニバーサル対応 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者及び社会的弱者としての高齢者 「障がい者」及び社会的弱者としての「LGBT」
みらかホールディングス (現H.U.グループホールディングス)	社債/事業会社	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス 	<ul style="list-style-type: none"> 最先端の検査ラボ設立に伴う機器・ITシステムの導入 検査の質の向上と革新的な技術開発に向けた研究開発 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々
学研ホールディングス	社債/事業会社	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント 	<ul style="list-style-type: none"> 介護施設、老人向け施設を提供する会社の取得資金等 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症患者 介護を必要とする高齢者及びその家族 女性
ニプロ	社債/事業会社	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器製造工場等の設備投資や医薬品等の研究開発 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々(特に高齢者や障がい者等)
ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	非居住者債/金融	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント 	<ul style="list-style-type: none"> 地方銀行への貸付(地方銀行の教育、ヘルスケア、社会的活動に専念した事業活動を行う顧客に融資) 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域の企業及び住民

(注1) 2016年1月～2020年12月の国内での公募による発行事例

(注2) 民間の非金融系事業会社

民間の金融機関・投資法人


背景色なしは、独立行政法人、特別法人及び国立大学法人の他、政府・地方公共団体が全額出資している企業

(出所) 日本証券業協会公表資料及び各社プレスリリースまたは外部評価書より金融庁にて作成

国内におけるソーシャルボンド発行事例②

発行体名	債券区分/業態	ICMAの事業区分	具体的な資金使途	対象となる人々
三菱UFJフィナンシャル・グループ	社債/金融	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス 手ごろな価格の住宅 雇用創出(中小企業向け資金供給とマイクロファイナンスを通じて) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害からの復興に寄与する融資 国内外の公的病院への融資 公立学校への融資 英公共住宅供給業者向けへの融資 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害による被災地で事業を営む企業及び当該地域の住民 一般の人々及び貧困ライン以下で暮らしている人々 社会的弱者
ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	投資法人	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント 	<ul style="list-style-type: none"> シニアリビング施設及びメディカル施設の取得資金またはリファイナンス 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者 女性
ヘルスケア&メディカル投資法人	投資法人	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者向け施設・住宅や医療関連施設等の取得に要した借入金の返済またはリファイナンス 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者 女性
オリेंटコーポレーション	社債/金融	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス 	<ul style="list-style-type: none"> 大学や専門学校の学納金を対象とした学校提携教育ローン 	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金を受ける学生
中国銀行	社債/金融	<ul style="list-style-type: none"> 雇用創出(中小企業向け資金供給とマイクロファイナンスを通じて) 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた顧客へのローンに充当 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ

(注1) 2016年1月～2020年12月の国内での公募による発行事例

(注2)  民間の非金融系事業会社

 民間の金融機関・投資法人

背景色なしは、独立行政法人、特別法人及び国立大学法人の他、政府・地方公共団体が全額出資している企業

(出所) 日本証券業協会公表資料及び各社プレスリリースまたは外部評価書より金融庁にて作成

国内におけるソーシャルボンド発行事例③

発行体名	債券区分/業態	ICMAの事業区分	具体的な資金使途	対象となる人々
国際協力機構	財投機関債等 /独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> 手ごろな価格の基本的インフラ整備 必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント 雇用創出(中小企業向け資金供給とマイクロファイナンスを通じて) 	<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国における交通インフラ整備、災害による脆弱層、健康増進、社会経済開発、に向けた支援 新型コロナウイルス感染症対策支援・経済影響緩和支援 	<ul style="list-style-type: none"> 貧困ラインを下回る所得層 災害等の影響による脆弱層
日本学生支援機構	財投機関債等 /独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス 	<ul style="list-style-type: none"> 第二種奨学金の資金 	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金を受ける学生
東日本高速道路	社債・財投機関債等/高速道路	<ul style="list-style-type: none"> 手ごろな価格の基本的インフラ整備 	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路の修繕・災害復旧 高速道路の新設・改築 高速道路の特定更新 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々
阪神高速道路	社債/高速道路	<ul style="list-style-type: none"> 手ごろな価格の基本的インフラ整備 	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路の修繕・災害復旧 高速道路の新設・改築 高速道路の特定更新 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	財投機関債等 /独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス 国立大学附属病院の医療従事者を対象とする社会経済的危機に起因する失業を阻止或いは緩和するためのプログラム 	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学附属病院における施設整備費等貸付事業のための貸付資金及びリファイナンス 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国立大学附属病院の借入金 の支払い猶予のための資金 	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学附属病院の研究者、学生 地域の先進医療を必要とする疾患或いは急性期疾患の患者 国立大学附属病院

(注1) 2016年1月～2020年12月の国内での公募による発行事例

(注2) 民間の非金融系事業会社

民間の金融機関・投資法人

背景色なしは、独立行政法人、特別法人及び国立大学法人の他、政府・地方公共団体が全額出資している企業

(出所) 日本証券業協会公表資料及び各社プレスリリースまたは外部評価書より金融庁にて作成

国内におけるソーシャルボンド発行事例④

発行体名	債券区分/業態	ICMAの事業区分	具体的な資金使途	対象となる人々
大阪府住宅供給公社	財投機関債等 /特別法人	<ul style="list-style-type: none"> 手ごろな価格の住宅 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅及び所有地の管理・運営 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々
東京都住宅供給公社	財投機関債等 /特別法人	<ul style="list-style-type: none"> 手ごろな価格の住宅 	<ul style="list-style-type: none"> サービス、ケア付き高齢者向け住宅管理 少子高齢対策事業 一般賃貸住宅の再編整備 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々
都市再生機構	財投機関債等 /独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> 手ごろな価格の住宅 社会経済的向上とエンパワーメント 	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生事業、賃貸住宅事業、震災復興事業、市街地整備 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者 自然災害の罹災者
国立大学法人東京大学	財投機関債等 /国立大学法人	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス 	<ul style="list-style-type: none"> 最先端大型研究施設整備 ウィズコロナ、ポストコロナ社会におけるキャンパス整備 	<ul style="list-style-type: none"> 東京大学の研究者・学生、研究成果によって裨益する人々
名古屋高速道路公社	財投機関債等 /道路公社	<ul style="list-style-type: none"> 手ごろな価格の基本的インフラ設備 	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路の新設・改築費用において今後発生する資金又は過去のリファイナンス 	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋都市圏を中心とした一般の人々 自然災害の罹災者を含む弱者グループ

(注1) 2016年1月～2020年12月の国内での公募による発行事例

(注2) 民間の非金融系事業会社

 民間の金融機関・投資法人

背景色なしは、独立行政法人、特別法人及び国立大学法人の他、政府・地方公共団体が全額出資している企業

(出所) 日本証券業協会公表資料及び各社プレスリリースまたは外部評価書より金融庁にて作成

国内におけるサステナビリティボンド発行事例①

発行体名	債券区分/業態	ICMAの事業区分	具体的な資金使途	対象となる人々
アシックス	社債/事業会社	<ul style="list-style-type: none"> 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術およびプロセス エネルギー効率 汚染防止及び抑制 再生可能エネルギー 必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント 	<ul style="list-style-type: none"> アシックススポーツ工学研究所の研究費用（障がい者のスポーツ実施率向上、高齢者の運動促進のための研究費用等） 介護予防事業の開設・運営費用 キッズシューズ専門店の開店設備・工事費用 自社工場の増改築費用 米国ミシシッピ州配送センターの屋上ソーラーパネル設置費用 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々（特にアスリート、高齢者、障がい者、子ども）
大林組	社債/事業会社	<ul style="list-style-type: none"> グリーンビルディング 再生可能なエネルギー 必要不可欠なサービスへのアクセス 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮し「すべての人に優しいスマートビル」をコンセプトとした「ウェルネス建築」 建設業の担い手確保と調達先との信頼関係強化 再生可能エネルギー事業 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々 若手技能者
商船三井	社債/事業会社	<ul style="list-style-type: none"> 陸上および水生生物の多様性の保全 汚染防止及び抑制 クリーンな輸送 必要不可欠なサービスへのアクセス 雇用創出（中小企業向け資金供給とマイクロファイナンスを通じて） 社会経済的向上とエンパワーメント 	<ul style="list-style-type: none"> フィリピン商船大学の設立 ワークプレイス改革推進 バラスト水処理装置 SOxスクラバー LNG燃料船 LNG燃料供給船 新型プロペラ装着型省エネ装置 ウィンドチャレンジャー計画 	<ul style="list-style-type: none"> フィリピンの若年層 育児・介護、障がい等の理由により、柔軟な勤務体制を必要とする職員
東日本旅客鉄道	社債/事業会社	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー クリーン輸送 手ごろな価格の基本的インフラ設備 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電及び風力発電プロジェクト 新型車両の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々

(注1) 2016年1月～2020年12月の国内での公募による発行事例、下線部分はソーシャルプロジェクトに該当

(注2) 民間の非金融系事業会社

民間の金融機関・投資法人

背景色なしは、独立行政法人、特別法人及び国立大学法人の他、政府・地方公共団体が全額出資している企業

(出所) 日本証券業協会公表資料及び各社プレスリリースまたは外部評価書より金融庁にて作成

国内におけるサステナビリティボンド発行事例②

発行体名	債券区分/業態	ICMAの事業区分	具体的な資金使途	対象となる人々
東京建物	社債/事業会社	<ul style="list-style-type: none"> グリーンビルディング 省エネルギー 手ごろな価格の基本的インフラ設備 必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント 食糧の安全保障と持続可能な食糧システム 	<ul style="list-style-type: none"> 八重洲・日本橋・京橋エリアにおける社会的課題解決に貢献するまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害時の罹災者 高齢者、障がい者 外国人、女性、子育て世代 スタートアップを中心とする中小企業 一般の人々
イオンモール	社債/事業会社	<ul style="list-style-type: none"> グリーンビルディング 再生可能エネルギー エネルギー効率 社会経済的向上とエンパワーメント 雇用創出(中小企業向け資金供給とマイクロファイナンスを通じて) 必要不可欠なサービスへのアクセス 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策(モールへの検温機器導入費用等) 出店テナント企業の事業継続支援 東日本大震災復興支援(被災地への新店舗建設) 国内外の新店舗建設(省エネ設計等) 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ 一般の人々
東急	社債/事業会社	<ul style="list-style-type: none"> クリーン輸送 グリーンビルディング 気候変動への適応 手ごろな価格の基本的インフラ設備 エンパワーメント 	<ul style="list-style-type: none"> 輸送定員増及び車外騒音の低減と使用電力の削減を実現した新型車両の導入 駅施設のバリアフリー設備等の維持・改修・更新 都市基盤、都市公園、商業施設、駅を一体的に再整備するまちづくりプロジェクトの推進 防災拠点整備、サテライトシェアオフィスの開発 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴覚、身体障がい者や外国人を含む全ての鉄道サービス利用者 多様な働き方を必要としている人々
東急不動産ホールディングス	社債/事業会社	<ul style="list-style-type: none"> グリーンビルディング 省エネルギー 社会経済的向上とエンパワーメント 必要不可欠なサービスへのアクセス 	<ul style="list-style-type: none"> 防災・減災対策を行っているグリーンビルディングの建設 シェアオフィス事業 スタートアップ支援・共創事業 シニア住宅事業 バリアフリー設備の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民 自然災害時の罹災者 スタートアップ 高齢者、障がい者

(注1) 2016年1月～2020年12月の国内での公募による発行事例、下線部分はソーシャルプロジェクトに該当

(注2) 民間の非金融系事業会社

民間の金融機関・投資法人

背景色なしは、独立行政法人、特別法人及び国立大学法人の他、政府・地方公共団体が全額出資している企業

(出所) 日本証券業協会公表資料及び各社プレスリリースまたは外部評価書より金融庁にて作成

国内におけるサステナビリティボンド発行事例③

発行体名	債券区分/業態	ICMAの事業区分	具体的な資金使途	対象となる人々
三菱UFJフィナンシャル・グループ	社債/金融	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー グリーンビルディング <u>必要不可欠なサービスへのアクセス</u> <u>手ごろな価格の住宅</u> <u>雇用創出(中小企業向け資金供給とマイクロファイナンスを通じて)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽熱・太陽光・風力発電プロジェクトへの融資 グリーンビルディングへの融資 <u>被災地復興に貢献する企業への融資</u> <u>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業への融資</u> <u>同感染症ワクチンの研究開発向け融資</u> <u>公的病院・公立学校への融資</u> <u>英公共住宅供給業者への融資</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害による被災地で事業を営む企業及び当該地域の住民 中小企業及び個人事業主 一般の人々及び貧困ライン以下で暮らしている人々
GLP投資法人	投資法人	<ul style="list-style-type: none"> グリーンビルディング 省エネルギー <u>必要不可欠なサービスへのアクセス</u> 	<ul style="list-style-type: none"> グリーンビルディングへの投資 <u>災害発生時における物流施設の提供</u> <u>保育施設が併設されている物流施設への投資</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害時の罹災者 物流施設で働く人を含む地域コミュニティ
イオンリート投資法人	投資法人	<ul style="list-style-type: none"> グリーンビルディング 省エネルギー <u>必要不可欠なサービスへのアクセス</u> <u>社会経済的向上とエンパワーメント</u> <u>手ごろな価格の基本的インフラ設備</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー化に取り組むグリーンビルディングの取得 <u>地域の雇用創出</u> <u>災害時における避難場所及び物資の提供</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	財投機関債等/独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> クリーンな輸送 汚染防止及び抑制 <u>手ごろな価格の基本的インフラ設備</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道建設業務 船舶共有建造業務 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々
東京地下鉄	社債/地下鉄	<ul style="list-style-type: none"> クリーン輸送 気候変動への適応 再生可能エネルギー <u>手ごろな価格の基本的インフラ設備</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 新型車両の導入 ホームドアの整備 太陽光発電 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々
独立行政法人水資源機構	財投機関債等/独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動への適応 持続可能な水資源及び廃水管理 <u>手ごろな価格の基本的インフラ設備</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>治水・利水事業(ダム及び用水路などの建設事業等の新規資金及び過年度建設事業のために調達した資金のリファイナンス)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々

(注1) 2016年1月～2020年12月の国内での公募による発行事例、下線部分はソーシャルプロジェクトに該当

(注2) 民間の非金融系事業会社
民間の金融機関・投資法人

背景色なしは、独立行政法人、特別法人及び国立大学法人の他、政府・地方公共団体が全額出資している企業
(出所) 日本証券業協会公表資料及び各社プレスリリースまたは外部評価書より金融庁にて作成

ICMAのケーススタディで示されている海外の民間事業会社のソーシャルボンドの発行事例

発行体名	国／業態	ICMAの事業区分	具体的な資金使途	対象となる人々
ダノン	フランス／ 事業会社 (消費財)	必要不可欠なサービスへのアクセス	高度な医療栄養素の研究費用	乳幼児、妊婦、患者、特定の栄養を必要とする高齢者
			低所得者層のための適切な食料、低所得者層のためのきれいな飲料水へのアクセス向上のための直接的な社会企業活動への資金拠出	1日あたりの収入が一定以下(1.25～5米ドルの間)の人々
		社会経済的向上とエンパワーメント	ダノンのステークホルダー・小規模農家の活動の支援等を行うためのインパクト投資ファンドへの資金拠出	農家 排除され、あるいは社会から残されている人々／コミュニティ 貧困ライン以下で暮らしている人々 発展途上国の農村コミュニティ
			従業員に対する質の高い健康保険や育児支援の提供	ダノンの従業員
		食糧の安全保障	牛乳生産者や非GMO(遺伝子組換えなし)製品の保護のための費用	牛乳生産者、農家
		雇用創出(中小企業向け資金供給とマイクロファイナンスを通じて)	ヘルス・栄養分野における中小企業へのローン	一般の人々




(出所)ICMA「Social and Sustainability Bond Case Studies」及び同社ソーシャルボンドフレームワークより日本証券業協会が作成

ICMAのケーススタディで示されている海外の民間事業会社のサステナビリティボンドの発行事例

発行体名	国／業態	ICMAの事業区分	具体的な資金使途	対象となる人々
ミリコム	ルクセンブルク／事業会社（テレコム）	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス 手ごろな価格の基本的インフラ設備 	<ul style="list-style-type: none"> モバイル回線拡大のための費用 固定回線拡大及びアップグレード費用 新技術（4G等）移行の為の様々な帯域の取得、ライセンス更新費用 	<ul style="list-style-type: none"> モバイル回線、固定回線にアクセスできない人々
		<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワメント 雇用創出 	<ul style="list-style-type: none"> ICT活用を通じて収益増加を図る女性向けトレーニングプログラム費用 	<ul style="list-style-type: none"> 事業のデジタル化により収益向上を図る小規模事業を営む女性
		<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワメント 	<ul style="list-style-type: none"> モバイル端末での国際送金、水、電気、通信等のサービスへの支払処理最適化費用 子供たちの安全かつ有用なオンライン環境の構築費用 生徒、教師へのオンライン学習センター整備、IT活用トレーニング提供、学校インフラ施設整備費用 	<ul style="list-style-type: none"> モバイル金融サービスユーザー 公立学校の生徒・成人の保護者
		<ul style="list-style-type: none"> 社会経済的向上とエンパワメント 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン教育機会提供の為のトレーニングプログラム費用 安全、賄賂腐敗防止、公正な労働慣行、子どもの権利、環境効率等のトピックに関するサプライヤー向けトレーニングプログラム費用 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット利用経験がない又は低品質サービスを利用している人々 持続可能性テストで最低スコア帯に属する同社サプライヤー

新型コロナウイルス感染症関連のソーシャルボンドの資金使途想定の例示

□ 2020年3月の世界銀行グループ国際金融公社(IFC)のレポートによれば、新型コロナウイルス感染症に関連し、製薬、金融、製造業については、ソーシャルボンドの調達資金の使途としてそれぞれ以下が想定され、例示されている。

セクター例	資金使途	社会的課題	対象となる人々	社会的成果	SDGsとの対応	指標(例)
製薬	COVID-19による感染性ウイルス症状を緩和することを目的としたワクチンおよび/またはその他の医薬品向けの試験・研究開発	COVID-19は、世界の人口の健康と福祉を脅かす世界的なパンデミック	一般市民に利益をもたらすことが期待される。特に、高齢者や基礎疾患のある人など、ウイルスに最も脆弱な層へのメリットが期待される。	症状を緩和することを目的としたワクチンおよび/または医薬品を投与した結果として、良好な健康状態のアウトカムを創造		<ul style="list-style-type: none"> ワクチン、試験、または配布された医薬品の数 試験、ワクチン、または医薬品を入手・実施した人数
金融機関	COVID-19による景気後退の悪影響を受けた中小企業向け融資	COVID-19は、多くの非生活必需のビジネスの一時的な閉鎖に拍車をかけ、多くのビジネスを危険にさらし、結果として失業を増加させている。	COVID-19をコントロールする措置の結果として財政的困難・失業のリスクがある中小企業および従業員	COVID-19による景気後退において金融サービスへの継続的なアクセスを確保し、失業を緩和・雇用保護/創出を促進		<ul style="list-style-type: none"> 提供された融資件数 新規の雇用者数 保護された雇用者数
製造業	安全器具、衛生用品向けの既存生産機の製造または改修および/または安全器具、衛生用品の生産または増産	COVID-19の蔓延に対抗するための安全器具は世界的に不足。特に医療施設では、医療従事者を保護するための十分な設備が不足	COVID-19の広範な影響を有する性質を考慮すると、一般の人々に利益をもたらすことが期待される。医療従事者の曝露に対する脆弱性を考慮すると、特にターゲットとされることが期待される。	安全器具、衛生用品の利用者間でのCOVID-19の蔓延縮小		<ul style="list-style-type: none"> 製造された安全器具、衛生用品の数(例: マスク、手袋、衛生用品)

1. ソーシャルボンド市場の概況	・・・2
2. 国際資本市場協会 (ICMA) ソーシャルボンド原則の概要等	・・・8
3. 国内外のソーシャルボンド等の発行事例 ^(注) (注) サステナビリティボンドの発行事例含む	・・・21
4. ソーシャルボンドガイドラインの策定に向けた論点 (総論＋各論①調達資金の使途)	・・・32

環境省グリーンボンド・ガイドライン

- 環境省グリーンボンド・ガイドラインでは、ICMAグリーンボンド原則に沿いつつ、例示・解説など、日本の発行体等に資すると思われる情報を追記

ICMA原則の核 (+レビュー)	環境省グリーンボンド・ガイドラインにおける主な追加措置 (第3章「グリーンボンドに期待される事項と具体的な対応方法」箇所)
調達資金の用途	具体的な資金用途の例(ICMA事業区分の具体例、各種環境認証を参考記載)(付属書)
	各事業で想定されるネガティブ効果の例(付属書)
	リファイナンスに使用する際の措置(具体例込み)
プロジェクトの評価及び選定のプロセス	環境面での目標、グリーンプロジェクトを評価・選定するための規準の例
	判断を行う際のプロセス(具体例込み)
調達資金の管理	調達資金の追跡管理の具体例
レポートニング	開示情報の例、環境改善効果に係る指標、算定方法等の解説・例示(付属書)
外部機関によるレビュー	外部レビューを活用することが特に有用と考えられる場合、外部レビューを活用することができる事項の例示
	レビューを付与する外部機関が則るべき事項

各国・地域のグリーンボンド・ソーシャルボンドガイドライン等の策定状況

- ソーシャルボンドについては、EU域内で規準策定等の議論はあるが、主要な国／地域ではガイドラインは策定されておらず、現状、ICMAソーシャルボンド原則のみが主要な指針となっている状況

グローバル／国・地域 (※1)	グリーンボンド	ソーシャルボンド
グローバル	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンド原則(ICMA、2014年策定) 気候ボンド基準(CBI、2010年策定) 	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルボンド原則(ICMA、2017年策定)
日本	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンドガイドライン(環境省、2017年策定) 	本検討会議で策定予定
米国	—	—
EU	<ul style="list-style-type: none"> EUグリーンボンド基準(案)(欧州委員会、2019年策定) 	(※2)
中国	<ul style="list-style-type: none"> Green Bond Endorsed Project Catalogue(中国人民銀行、2015年策定) ※グリーン金融債向けガイドライン グリーンボンドガイドライン(国家発展改革委員会、2016年策定) ※グリーン企業債向けガイドライン グリーンボンドの評価・認証に関するガイドライン(中国人民銀行・中国証監会、2017年策定) 	
インド	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンドの発行と上場に関わる情報開示の要件(インド証券取引委員会、2017年策定) 	
ASEAN	<ul style="list-style-type: none"> ASEAN グリーンボンドスタンダード(ASEAN資本市場フォーラム、2017年策定) 	<ul style="list-style-type: none"> ASEANソーシャルボンドスタンダード(同左、2018年策定)(※3)
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ASEAN グリーンボンドスタンダードに基づくグリーンボンド発行に関するガイドライン(フィリピン証券取引委員会、2018年策定) 	<ul style="list-style-type: none"> ASEAN ソーシャルボンドスタンダードに基づくソーシャルボンド発行に関するガイドライン(同左、2018年策定)(※3)

(出所)グリーンボンド発行促進プラットフォーム及び各機関のHPから金融庁が作成

※1 主要な国・地域における策定状況を例示

※2 欧州委員会では、グリーンボンドスタンダード案について2020年6月に実施した市中協議の中で、EUレベルでのソーシャルボンド基準・ガイダンス作りの可否等に係る質問を投げかけている。また、EU Taxonomy Regulation(2020年6月)では、将来的にタクソミーの範囲をソーシャル等にも広げる可能性にも言及している(欧州委員会HP)

※3 ICMA原則の内容と同水準のもの

ソーシャルボンドガイドライン策定についての要望

- 国内民間事業者のソーシャルボンド発行は少しずつ始まってきた段階で今後大きく増加することが期待される場所、経済界等から国内における実務的なガイドラインの早期策定の要望が寄せられた(2020年12月14日付)。

● 日本経済団体連合会「ソーシャルボンドに関する実務的なガイドライン策定に関する要望」(抜粋)

(前略)

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、(中略)、「ソーシャルボンド(社会貢献債)」が国内外で注目されており、国内では民間事業者による発行が少しずつ始まってきた段階である。

しかしながら、現状では、発行に当たって準拠すべき国際標準(ICMA原則)はあるものの、同原則をわが国の特性に当てはめた信頼性のある実務的なガイドラインが存在していないため、発行体がソーシャルボンド発行を検討する段階で様々な不確定要素を抱えることとなっている。

発行時に参考となりうるガイドラインを策定することによって、発行体がソーシャルボンド発行を検討しやすい環境となり、コスト・負担の軽減になることが期待できる。

政府には、ソーシャルボンド発行に関する国際標準(ICMA原則)との整合性や国際的な動向を踏まえつつ、わが国の特性に即したソーシャルボンドに関する指針を示していただきたく、金融庁主導のもと、国内における実務的なガイドラインの早期策定をご検討いただくようお願いしたい。

(注) 日本証券業協会からも同日付でほぼ同内容の要望あり

ガイドライン策定に向けての論点(総論)

- ソーシャルボンドに関する検討の大前提として、以下の点についてそれぞれどのように考えるか。
 - 社会に有用なもののうち、特定のものを「ソーシャルプロジェクト」として推進する意義
 - ソーシャルボンドを推進することのメリット
(ソーシャルボンドの想定されるメリットは37ページ参照)
- ソーシャルボンドガイドライン(以下、「本ガイドライン」)の検討に当たり、以下のそれぞれの観点についてどう考えるか。他に考慮すべき観点/事項はあるか。
 - 我が国の社会的課題への対処・軽減等のため、発行体及び投資家を始めとする市場関係者が、ソーシャルボンドに関する具体的対応を検討するに当たっての有用性^(注)
(注)我が国市場の特性に即した対応例や解釈の必要性。民間事業法人がソーシャルボンドを発行する際の有用性
 - 国際的な原則として認知されているICMAソーシャルボンド原則との整合性
 - 先行して策定されている環境省のグリーンボンドガイドラインとの整合性、役割分担^(注)
(注)ソーシャルボンドとグリーンボンドでは発行実務面で共通部分も多く、ダブルスタンダードとならないよう配慮が必要との指摘がある。
 - 本ガイドラインの検討に当たり、基本的な考え方の整理を優先的に行うこと等の進め方^(注)
(注)「社会的成果の指標例」等については基本的考え方の整理を行った上で検討

ガイドライン策定に向けての論点(各論①:調達資金の使途^(注))

- ICMAソーシャルボンド原則では、ソーシャルボンドの調達資金の使途となるソーシャルプロジェクトについて、「社会的課題への対処・軽減、ポジティブな社会的成果の達成を目指す」としているが、本ガイドラインにおいてもソーシャルプロジェクトについて同様に考えることでよいか。
- ICMAソーシャルボンド原則では、ソーシャルプロジェクトの6つの事業区分を例示しているが、本ガイドラインでは、ソーシャルボンドの調達資金の使途となるソーシャルプロジェクトをどのように示すべきか。課題先進国とも言われるわが国における社会的課題を踏まえたソーシャルプロジェクトとしてどのようなものが考えられるか。
- ICMAソーシャルボンド原則では、ソーシャルプロジェクトの対象とする人々を例示しているが、本ガイドラインでは、ソーシャルプロジェクトの対象とする人々をどのように示すべきか。また、同原則では、一般の大衆に影響を与える社会的課題もあることから、対象は一般の大衆となり得るとしているが、この点、どのように考えるべきか。
- その他、ICMAソーシャルボンド原則の「1. 調達資金の使途」に関連し、38ページの内容について、本ガイドラインに取り入れるにあたり、特段考慮を要する事項は考えられるか。

(注)ICMAソーシャルボンド原則の「2. プロジェクトの評価と選定のプロセス」、「3. 調達資金の管理」、「4. レポーティング」及び「外部評価」は次回の検討会議で検討予定

ソーシャルボンドのメリット

- ソーシャルボンドには、資本市場のメカニズムを通じ、民間資金による我が国の社会的課題解決への貢献に加え、発行体及び投資家の視点からも以下のようなメリットが想定される。

社会的課題への対応

- 我が国の社会的課題(とりわけ新型コロナウイルス感染症により高まる社会的課題)解決への貢献等

発行体

- サステナビリティ経営の高度化
- ソーシャルプロジェクトの推進を通じた社会的な支持の獲得
- 新たな投資家との関係構築による資金調達基盤の強化
- 比較的好条件での資金調達の可能性等

投資家

- ESG投資における投資手段の提供
- 投資利益と社会改善効果等に係るメリットの両立
- オルタナティブ投資としてのリスクヘッジ手段の提供(プロジェクトボンドとして発行される場合)
- 開示情報を通じた社会改善効果等に係るエンゲージメント機会の提供等

※ 上記は環境省グリーンボンドガイドラインに記載されているグリーンボンドのメリットを踏まえたソーシャルボンドのメリットの想定

1. 調達資金の 使途

「すべき」

- 調達資金が明確なソーシャルプロジェクトのために充当され、法的書類に適切に記載されるべき
- ソーシャルプロジェクトは社会的便益を有し、その効果は発行体によって評価され、可能な場合には定量的に評価されるべき

「奨励・望ましい」

- 調達資金をリファイナンスに使う場合、初期投資とリファイナンスの比率を示し、必要に応じて、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象になるかを明らかにすることを奨励。また、リファイナンスの対象となるソーシャルプロジェクトの対象期間(ルックバック期間)を示すことを奨励

- ソーシャルプロジェクトは対象となる人々又は社会の幸福を脅かす等の社会的課題への対処や軽減を目指すもの、あるいは、対象となる人々又は社会へのポジティブな社会的成果の達成を求めるもの
- 対象となる人々の定義は地域の文脈によって異なる(対象となる人々は一般の大衆を想定する場合もある)。
- ソーシャルプロジェクトの事業区分、ソーシャルプロジェクトが対象とする人々を例示(9~10ページを参照)

民間事業会社・金融機関等によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの資金使途の事例①

- ICMAのソーシャルボンド原則で例示されている事業区分毎に、国内の民間事業会社・金融機関・投資法人によるソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの調達資金の使途と対象となる人々を整理すると以下のとおり
- 今後、海外の事例を調査し、追加していく予定（以下ではダノンとミリコム的事例のみ列挙）

ICMA原則の事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス

○国内の民間事業会社・金融機関等の発行事例

業種	調達資金の使途	対象となる人々
運輸業、郵便業	<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトへのアクセシビリティの向上 空港施設・設備の改修 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者及び社会的弱者としての高齢者
	<ul style="list-style-type: none"> フィリピン商船大学の設立 	<ul style="list-style-type: none"> フィリピンの若年層
製造業	<ul style="list-style-type: none"> 先端検査技術の研究開発、機器の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々
	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器製造工場等の設備投資や医薬品等の研究開発 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々（特に高齢者や障がい者等）
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者のスポーツ実施率向上、高齢者の運動促進のための研究費用等 介護予防事業の開設・運営費用 キッズシューズ専門店の開店設備・工事費用 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々（特にアスリート、高齢者、障がい者、子ども）
情報通信業	<ul style="list-style-type: none"> 介護施設、老人向け施設を提供する会社の取得資金等 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症患者、介護を必要とする高齢者及びその家族
建設業	<ul style="list-style-type: none"> 建設業の担い手確保と調達先との信頼関係強化 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々、若手建設技能者

(注1) 国内の発行事例は民間事業会社、金融機関・投資法人の発行事例

(注2) ソーシャルボンドの発行事例 サステナビリティボンドの発行事例

(注3) ※を付している事例はソーシャルボンド及びサステナビリティの両方での発行事例

(出所) 国内事例については2016年1月～2020年12月までのソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの起債事例より金融庁が作成

海外事例についてはICMA「Social and Sustainability Bond Case Studies」及び同社ソーシャルボンド／サステナビリティボンドフレームワークより日本証券業協会が作成

民間事業会社・金融機関等によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの資金使途の事例②

ICMA原則の事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス

○国内の民間事業会社・金融機関等の発行事例

業種	調達資金の使途	対象となる人々
不動産業，物品賃貸業	<ul style="list-style-type: none"> 八重洲・日本橋・京橋エリアにおける社会課題解決に貢献するまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害時の罹災者、高齢者、障がい者 外国人、女性、子育て世代
	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災復興支援（被災地への新店舗建設） 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ 一般の人々
	<ul style="list-style-type: none"> 防災・減災対策を行っているグリーンビルディングの建設、シニア住宅事業 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民、自然災害時の罹災者、高齢者
金融業，保険業	<ul style="list-style-type: none"> 地方銀行への貸付（地方銀行の教育、ヘルスケア、社会的活動に専念した事業活動を行う顧客に融資） 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域の企業及び住民
	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の公的病院・公立学校への融資（※） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々 貧困ライン以下で暮らしている人々
	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症ワクチンの研究開発向け融資 	
	<ul style="list-style-type: none"> 大学や専門学校の学納金を対象とした学校提携教育ローン 	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金を受ける学生
投資法人	<ul style="list-style-type: none"> シニアリビング施設及びメディカル施設の取得資金またはリファイナンス 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者
	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における物流施設の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害時の罹災者
	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設が併設されている物流施設への投資 	<ul style="list-style-type: none"> 物流施設で働く人を含む地域コミュニティ
	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における避難場所及び物資の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民

（注1）国内の発行事例は民間事業会社、金融機関・投資法人の発行事例

（注2） ソーシャルボンドの発行事例 サステナビリティボンドの発行事例

（注3）※を付している事例はソーシャルボンド及びサステナビリティの両方での発行事例

（出所）国内事例については2016年1月～2020年12月までのソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの起債事例より金融庁が作成

海外事例についてはICMA「Social and Sustainability Bond Case Studies」及び同社ソーシャルボンド／サステナビリティボンドフレームワークより日本証券業協会が作成

民間事業会社・金融機関等によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの資金使途の事例③

ICMA原則の事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス

●海外の民間事業会社の発行事例

業種	調達資金の使途	対象となる人々
製造業	<ul style="list-style-type: none"> 高度な医療栄養素の研究費用 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児、妊婦、患者、特定の栄養を必要とする高齢者
	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者層のための適切な食料、低所得者層のためのきれいな飲料水へのアクセス向上のための直接的な社会企業活動への資金拠出 	<ul style="list-style-type: none"> 1日あたりの収入が一定以下(1.25～5米ドルの間)の人々
情報通信業	<ul style="list-style-type: none"> モバイル回線拡大のための費用 固定回線拡大及びアップグレード費用 新技術(4G等)移行の為の様々な帯域の取得、ライセンス更新費用 	<ul style="list-style-type: none"> モバイル回線、固定回線にアクセスできない人々
	<ul style="list-style-type: none"> ICT活用を通じて収益増加を図る女性向けトレーニングプログラム費用 	<ul style="list-style-type: none"> 事業のデジタル化により収益向上を図る小規模事業を営む女性
	<ul style="list-style-type: none"> モバイル端末での国際送金、水、電気、通信等のサービスへの支払処理最適化費用 子供たちの安全かつ有用なオンライン環境の構築費用 生徒、教師へのオンライン学習センター整備、IT活用トレーニング提供、学校インフラ施設整備費用 	<ul style="list-style-type: none"> モバイル金融サービスユーザー 公立学校の生徒・成人の保護者

(注1) 国内の発行事例は民間事業会社、金融機関・投資法人の発行事例

(注2) ソーシャルボンドの発行事例 サステナビリティボンドの発行事例

(注3) ※を付している事例はソーシャルボンド及びサステナビリティの両方での発行事例

(出所) 国内事例については2016年1月～2020年12月までのソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの起債事例より金融庁が作成

海外事例についてはICMA「Social and Sustainability Bond Case Studies」及び同社ソーシャルボンド／サステナビリティボンドフレームワークより日本証券業協会が作成

民間事業会社・金融機関等によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの資金使途の事例④

ICMA原則の事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備

○国内の民間事業会社・金融機関等の発行事例

業種	調達資金の使途	対象となる人々
運輸業, 郵便業	<ul style="list-style-type: none"> • 新型車両の導入、ホームドアの整備 	<ul style="list-style-type: none"> • 一般の人々
	<ul style="list-style-type: none"> • 駅施設のバリアフリー設備等の維持・改修・更新 	<ul style="list-style-type: none"> • 視聴覚、身体障がい者や外国人を含む全ての鉄道サービス利用者
不動産業, 物品賃貸業	<ul style="list-style-type: none"> • 八重洲・日本橋・京橋エリアにおける社会課題解決に貢献するまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> • 自然災害時の罹災者、高齢者、障がい者 • 外国人、女性、子育て世代
	<ul style="list-style-type: none"> • 防災・減災対策を行っているグリーンビルディングの建設 	<ul style="list-style-type: none"> • 自然災害時の罹災者
投資法人	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時における避難場所及び物資の提供 	<ul style="list-style-type: none"> • 地域住民

●海外の民間事業会社の発行事例

業種	調達資金の使途	対象となる人々
情報通信業	<ul style="list-style-type: none"> • モバイル回線拡大のための費用(再掲) • 固定回線拡大及びアップグレード費用(再掲) • 新技術(4G等)移行の為に様々な帯域の取得、ライセンス更新費用(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> • モバイル回線、固定回線にアクセスできない人々

(注1) 国内の発行事例は民間事業会社、金融機関・投資法人の発行事例

(注2) ソーシャルボンドの発行事例 サステナビリティボンドの発行事例

(注3) ※を付している事例はソーシャルボンド及びサステナビリティの両方での発行事例

(出所) 国内事例については2016年1月～2020年12月までのソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの起債事例より金融庁が作成

海外事例についてはICMA「Social and Sustainability Bond Case Studies」及び同社ソーシャルボンド／サステナビリティボンドフレームワークより日本証券業協会が作成

民間事業会社・金融機関等によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの資金使途の事例⑤

ICMA原則の事業区分：食糧の安全保障と持続可能な食糧システム

○国内の民間事業会社・金融機関等の発行事例

業種	調達資金の使途	対象となる人々
不動産業, 物品賃貸業	<ul style="list-style-type: none"> 八重洲・日本橋・京橋エリアにおける社会的課題解決に貢献するまちづくり(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々

●海外の民間事業会社の発行事例

業種	調達資金の使途	対象となる人々
製造業	<ul style="list-style-type: none"> 牛乳生産者や非GMO(遺伝子組換えなし)製品の保護のための費用 	<ul style="list-style-type: none"> 牛乳生産者、農家

(注1) 国内の発行事例は民間事業会社、金融機関・投資法人の発行事例

(注2) ソーシャルボンドの発行事例 サステナビリティボンドの発行事例

(注3) ※を付している事例はソーシャルボンド及びサステナビリティの両方での発行事例

(出所) 国内事例については2016年1月～2020年12月までのソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの起債事例より金融庁が作成
 海外事例についてはICMA「Social and Sustainability Bond Case Studies」及び同社ソーシャルボンド／サステナビリティボンドフレームワークより日本証券業協会が作成

民間事業会社・金融機関等によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの資金使途の事例⑥

ICMA原則の事業区分：雇用創出（中小企業向け資金供給とマイクロファイナンスを通じて）

○国内の民間事業会社・金融機関等の発行事例

業種	調達資金の使途	対象となる人々
不動産業，物品賃貸業	<ul style="list-style-type: none"> 出店テナント企業の事業承継支援 新型コロナウイルス感染症対策（モールへの検温機器導入費用等） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々
金融業，保険業	<ul style="list-style-type: none"> 災害からの復興に寄与する融資（※） 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害による被災地で事業を営む企業及び当該地域の住民
	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた顧客へのローン 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ
	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業への融資 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業及び個人事業主

●海外の民間事業会社の発行事例

業種	調達資金の使途	対象となる人々
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ヘルス・栄養分野における中小企業へのローン 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々
情報通信業	<ul style="list-style-type: none"> ICT活用を通じて収益増加を図る女性向けトレーニングプログラム費用（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業のデジタル化により収益向上を図る小規模事業を営む女性

ICMA原則の事業区分：手ごろな価格の住宅

○国内の民間事業会社・金融機関等の発行事例

業種	調達資金の使途	対象となる人々
金融業，保険業	<ul style="list-style-type: none"> 英公共住宅供給業者向けへの融資（※） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々及び貧困ライン以下で暮らしている人々 社会的弱者

（注1）国内の発行事例は民間事業会社、金融機関・投資法人の発行事例

（注2） ソーシャルボンドの発行事例 サステナビリティボンドの発行事例

（注3）※を付している事例はソーシャルボンド及びサステナビリティの両方での発行事例

（出所）国内事例については2016年1月～2020年12月までのソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの起債事例より金融庁が作成

海外事例についてはICMA「Social and Sustainability Bond Case Studies」及び同社ソーシャルボンド／サステナビリティボンドフレームワークより日本証券業協会が作成

民間事業会社・金融機関等によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの資金使途の事例⑦

ICMA原則の事業区分：社会経済的向上とエンパワーメント

○国内の民間事業会社・金融機関等の発行事例

業種	調達資金の使途	対象となる人々
運輸業, 郵便業	<ul style="list-style-type: none"> 従業員へのユニバーサル対応 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者 社会的弱者としての「LGBT」
	<ul style="list-style-type: none"> サテライトオフィスの開発、改装 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な働き方を必要としている人々
情報通信業	<ul style="list-style-type: none"> 介護施設、老人向け施設等を提供する会社の取得資金等 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症患者 介護を必要とする高齢者及びその家族 女性
製造業	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業の開説及び運営費用 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者
不動産業, 物品賃貸業	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー設備の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者
	<ul style="list-style-type: none"> 八重洲・日本橋・京橋エリアにおける社会的課題解決に貢献するまちづくり(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業
	<ul style="list-style-type: none"> シェアオフィス事業 スタートアップ支援、共創事業 	
	<ul style="list-style-type: none"> 出店テナント企業の事業継続支援(再掲) 新型コロナウイルス感染症対策(モールへの検温機器導入費用等)(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々
金融業, 保険業	<ul style="list-style-type: none"> 地方銀行への貸付(地方銀行の教育、ヘルスケア、社会的活動に専念した事業活動を行う顧客に融資)(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域の企業及び住民
投資法人	<ul style="list-style-type: none"> シニアリビング施設及びメディカル施設の取得資金またはリファイナンス(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 女性
	<ul style="list-style-type: none"> 地域の雇用創出 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民

(注1) 国内の発行事例は民間事業会社、金融機関・投資法人の発行事例

(注2) ソーシャルボンドの発行事例 サステナビリティボンドの発行事例

(注3) ※を付している事例はソーシャルボンド及びサステナビリティの両方での発行事例

(出所) 国内事例については2016年1月～2020年12月までのソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの起債事例より金融庁が作成

海外事例についてはICMA「Social and Sustainability Bond Case Studies」及び同社ソーシャルボンド／サステナビリティボンドフレームワークより日本証券業協会が作成

民間事業会社・金融機関等によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの資金使途の事例⑧

ICMA原則の事業区分：社会経済的向上とエンパワーメント

●海外の民間事業会社の発行事例

業種	調達資金の使途	対象となる人々
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ステークホルダー・小規模農家の活動の支援等を行うためのインパクト投資ファンドへの資金拠出 	<ul style="list-style-type: none"> 農家 排除され、あるいは社会から残されている人々／コミュニティ 貧困ライン以下で暮らしている人々 発展途上国の農村コミュニティ
	<ul style="list-style-type: none"> 従業員に対する質の高い健康保険や育児支援の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員
情報通信業	<ul style="list-style-type: none"> ICT活用を通じて収益増加を図る女性向けトレーニングプログラム費用(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業のデジタル化により収益向上を図る小規模事業を営む女性
	<ul style="list-style-type: none"> モバイル端末での国際送金、水、電気、通信等のサービスへの支払処理最適化費用(再掲) 子供たちの安全かつ有用なオンライン環境の構築費用(再掲) 生徒、教師へのオンライン学習センター整備、IT活用トレーニング提供、学校インフラ施設整備費用(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> モバイル金融サービスユーザー 公立学校の生徒・成人の保護者
	<ul style="list-style-type: none"> オンライン教育機会提供のためのトレーニングプログラム費用 安全、賄賂腐敗防止、公正な労働慣行、子どもの権利、環境効率等のトピックに関するサプライヤー向けトレーニングプログラム費用 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット利用経験がない又は低品質サービスを利用している人々 持続可能性テストで最低スコア帯に属する同社サプライヤー

(注1) 国内の発行事例は民間事業会社、金融機関・投資法人の発行事例

(注2) ソーシャルボンドの発行事例 サステナビリティボンドの発行事例

(注3) ※を付している事例はソーシャルボンド及びサステナビリティの両方での発行事例

(出所) 国内事例については2016年1月～2020年12月までのソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの起債事例より金融庁が作成

海外事例についてはICMA「Social and Sustainability Bond Case Studies」及び同社ソーシャルボンド／サステナビリティボンドフレームワークより日本証券業協会が作成